| 資料提供(投げ込み) 令                     | 和2年9月18日(金)       |
|----------------------------------|-------------------|
| 場所津京                             | <b>万政記者室</b>      |
| 事務力                              | 旦 当 課             |
| 所属                               | 職・氏名              |
| 健康福祉部 健康づくり課<br>(電話059-229-3310) | 健康づくり課長<br>梅林 ひとみ |

新型コロナウイルス感染症対策 9月18日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第49回)開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

# 9月18日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第49回) 開催結果

# 1 決定事項

(1) 9月19日以降の市主催イベントの開催判断の考え方について(危機管理部)

9月11日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された 今後のイベント開催制限のあり方及び同月18日、三重県が示した「三重県 指針ver.5」のイベント開催の目安を踏まえ、8月31日付けで各部局 に対して通知した「9月1日以降の津市主催イベント開催の判断について」 の人数上限及び収容率の要件を、当面11月末までの期間について次のとお りとすることとします。

なお、12月1日以降の取り扱いについては、今後の国等の方針に基づき 検討することとします。

| 期間       |      | イベン        | トの類型      |  |
|----------|------|------------|-----------|--|
|          |      | 100%以内     | 50%以内     |  |
|          |      | (席がない場合は   | (席がない場合は  |  |
|          |      | 適切な間隔)     | 十分な間隔)    |  |
|          | 収容率  |            |           |  |
|          |      | 大声での歓声・声   | 大声での歓声・声  |  |
|          |      | 援等がないことを   | 援等が想定される  |  |
| 9月19日から  |      | 前提としうるもの   | もの        |  |
| 11月30日まで |      | ①収容人数10,00 | 0 人超      |  |
|          |      | ⇒収容人数の50   | %         |  |
|          |      | ②収容人数10,00 | 0 人以下     |  |
|          | 人数上限 | ⇒5,000人    |           |  |
|          |      |            |           |  |
|          |      | (注)収容率と人数上 | 限でどちらか小さい |  |
|          |      | ほうを限度(両方の  | 条件を満たす必要) |  |

- ※ ただし、イベント開催には「三重県指針 v e r . 5」のイベント開催の 目安にある『リスクを軽減するための措置』及び『感染防止のチェックリ スト』等の要件が条件となっていますので、注意して判断してください。
- (2) 高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン無料接種について (健康医療担当)

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性を踏まえ、令和2年9月11日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から、今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけがなされ、予防接種法に基づく定期接種の対象者(津市に住民登録がある方で、①接種当日に65歳以上の

人、②接種当日に60~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人)については、10月1日から接種を行い、それ以外の方は、10月26日までお待ちいただくよう協力が求められました。

津市におけるインフルエンザワクチンの定期接種は、これまで、インフルエンザ重症化の予防効果による便益が大きいと考えられることから、接種希望者の方に費用の一部(1,200円)をご負担いただき、それ以外は市が負担し実施をしているところです。しかしながら、今年度については、厚生労働省からの優先的接種勧奨の趣旨を踏まえ、津市においても例年以上の接種勧奨を行うことが大切であると考えることから、今年度に限り緊急対策として、自己負担金を無料とすることにより、より多くの方に接種を受けていただきたいと考えています。

つきましては、関係部局と協議のうえ、開会中の9月市議会定例会の期間 中に、当該対策に係る補正予算を追加提案します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した経済的に困窮する学生に対する支援の上乗せについて(三重短期大学事務局)

令和2年9月15日付けで文部科学省から、令和2年度大学改革補助金「新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料減免臨時支援事業」に係る通知及び同制度要綱が示され、臨時特別に公立大学等が高等教育の修学支援制度の授業料減免を超えて独自に行う授業料等減免に必要な経費にかかる支援制度が創設されました。

本学としても既に減免を行った学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し経済的に困窮する学生を対象として、今年度に限り本市独自の減免額の上乗せを行うことにより、修学継続のための更なる支援を行いたいと考えています。

つきましては、関係部局と協議のうえ、開会中の9月市議会定例会の期間 中に制度設計を整え、補正予算を追加提案します。

(4) 10月以降における津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口 の継続について(危機管理部)

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況については、9月1日から同月17日までの土・日曜日を除く13日間で94件、一日平均約7件でした。

また、相談内容は多岐に渡り、1件1件の相談時間も長くなっています。 これらの状況を踏まえ、10月1日以降は、現在の3名体制を2名体制と するものの、引き続き当該窓口を維持し、新型コロナウイルス感染症に関す る市民の疑問や不安などの相談に対応することとします。 (5) 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の今後の開催について (健康 医療担当)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催は、これまで、津市内で感染症患者が発生した翌日の10時の開催を基本に、市の施設や職員に関わる場合について速やかに情報共有を行う必要がある場合や協議事項がある場合は、その事象により適宜開催してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策については、今後も完全に 収束することが期待できない状況にあることから、今後の対策本部会議の開催については、次の通りとします。

津市の職員や施設を利用していた方で感染者が発生した場合

感染者発生に係る情報については、速やかにホームページや庁内掲示板等において情報共有を図るとともに、本部員を招集し、対応策について協議を行う必要があることから、会議準備が整った段階で、速やかに開催する。

・津市内において新たな感染者が発生した場合

感染者発生に係る情報については、速やかにホームページや庁内掲示板等において情報共有を図るとともに、事案に係る関係部局において対応協議を行うこととし、次に開催される本部会議において報告を行う。

• その他

津市内に感染症患者が発生していない場合においても、本部員を招集し 会議を行う必要がある場合は、適宜開催する。

なお、会議の開催については、これまでどおり開催案内を行い、周知します。

#### 2 報告事項

- (1)津市議会議員の新型コロナウイルス感染症患者の発生について(第2報) 及び令和2年第3回津市議会定例会の日程変更について報告(議会事務局) 別紙のとおり
- (2) 県内延べ第466例目の接触者である市職員の検査結果について報告(総 務部)

9月15日に感染が確認され、9月16日県より公表された、県内延べ第466例目に係る接触者調査により、本会議質疑に向け、会派室内で一定時間接触があった職員6名が接触者となりました。

この6名は、9月16日・17日にPCR検査を受検し、6名全員の陰性が確認されました。

(3)「令和2年度芸濃地域文化祭」の中止について報告(総合支所)

本年10月31日から11月1日に開催を予定していました「令和2年度 芸濃地域文化祭」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大及びま ん延防止のため、8月16日書面表決により実行委員会において中止が決定 されました。

◇中止する行事の概要

·行事名 令和2年度芸濃地域文化祭

・開催予定日 令和2年10月31日(土)から11月1日(日)

・開催予定場所 津市芸濃総合文化センター・主催 芸濃地域文化祭実行委員会

・例年の実施内容 作品展示部門(俳句、絵画、書道他)

ステージ部門 (民謡、人形劇、コーラス他)

(4) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告 (健康医療担当) 別紙とおり 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第49回)

令和2年9月18日(金)

午後1時30分~

本庁舎4階 庁議室

# 1 国・県の動き

- (1) 三重県津保健所管内における感染症患者の続報について報告(健康医療 担当)
- (2) 三重県の状況について報告(健康医療担当)

# 2 協議事項

- (1) 9月19日以降の市主催イベントの開催判断の考え方について協議(危機管理部)
- (2) 高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン無料接種について協議 (健康医療担当)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した経済的に困窮する学生に対する支援の上乗せについて協議(三重短期大学事務局)
- (4) 10月以降における津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓 ロの継続について協議(危機管理部)
- (5) 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の今後の開催について協議 (健康医療担当)

# 3 報告事項

- (1) 津市議会議員の新型コロナウイルス感染症患者の発生について(第2報) 及び令和2年第3回津市議会定例会の日程変更について報告(議会事務局)
- (2) 県内延べ第466例目の接触者である市職員の検査結果について報告 (総務部)
- (3)「令和2年度芸濃地域文化祭」の中止について報告(総合支所)
- (4) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告(健康医療担当)

### 4 その他

# 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第49回)

### 2 協議事項

(1)9月19日以降の市主催イベントの開催判断の考え方について協議(危機 管理部)

9月11日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された 今後のイベント開催制限のあり方及び同月18日、三重県が示した「三重県 指針ver.5」のイベント開催の目安を踏まえ、8月31日付けで各部局 に対して通知した「9月1日以降の津市主催イベント開催の判断について」 の人数上限及び収容率の要件を、当面11月末までの期間について次のとお りとすることとします。

なお、12月1日以降の取り扱いについては、今後の国等の方針に基づき 検討することとします。

| 期。間      |      | が高い。 イベンド  | - の類型     |
|----------|------|------------|-----------|
|          |      | 100%以内     | 50%以内     |
|          |      | (席がない場合は   | (席がない場合は  |
|          | 1    | 適切な間隔)     | 十分な間隔)    |
|          | 収容率  |            |           |
|          | •    | 大声での歓声・声   | 大声での歓声・声  |
|          | . '  | 援等がないことを   | 援等が想定される  |
| 9月19日から  |      | 前提としうるもの   | もの        |
| 11月30日まで |      | ①収容人数10,00 | 00人超      |
|          |      | ⇒収容人数の50   | %         |
|          | ,    | ②収容人数10,00 | 0人以下      |
|          | 人数上限 | ⇒5,000人    |           |
|          |      |            |           |
|          |      | (注)収容率と人数上 | 限でどちらか小さい |
|          |      | ほうを限度(両方の  | 条件を満たす必要) |

- ※ ただし、イベント開催には「三重県指針ver.5」のイベント開催の 目安にある『リスクを軽減するための措置』及び『感染防止のチェックリ スト』等の要件が条件となっていますので、注意して判断してください。
- (2) 高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン無料接種について協議 (健康医療担当)

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性を踏まえ、令和2年9月11日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から、今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけがなされ、予防接種法に基づく定期接種の対象者(津市に住民登録がある方で、①接種当日に65歳以上の人、②接種当日に60~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免

疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人)については、10月1日から接種を行い、それ以外の方は、10月26日までお待ちいただくよう協力が求められました。

津市におけるインフルエンザワクチンの定期接種は、これまで、インフルエンザ重症化の予防効果による便益が大きいと考えられることから、接種希望者の方に費用の一部(1, 200円)をご負担いただき、それ以外は市が負担し実施をしているところです。しかしながら、今年度については、厚生労働省からの優先的接種勧奨の趣旨を踏まえ、津市においても例年以上の接種勧奨を行うことが大切であると考えることから、今年度に限り緊急対策として、自己負担金を無料とすることにより、より多くの方に接種を受けていただきたいと考えています。

つきましては、関係部局と協議のうえ、開会中の9月市議会定例会の期間中に、当該対策に係る補正予算を追加提案したいと考えていますので、ご協議をお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した経済的に困窮する学生に対する支援の上乗せについて(三重短期大学事務局)

令和2年9月15日付けで文部科学省から、令和2年度大学改革補助金 「新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料減免臨時支援事業」に係 る通知及び同制度要綱が示され、臨時特別に公立大学等が高等教育の修学支 援制度の授業料減免を超えて独自に行う授業料等減免に必要な経費にかかる 支援制度が創設されました。

本学としても既に減免を行った学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し経済的に困窮する学生を対象として、今年度に限り本市独自の減免額の上乗せを行うことにより、修学継続のための更なる支援を行いたいと考えています。

つきましては、関係部局と協議のうえ、開会中の9月市議会定例会の期間中に制度設計を整え、補正予算を追加提案したいと考えていますので、ご協議をお願いします。

(4) 10月以降における津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口 の継続について協議(危機管理部)

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況については、9月1日から同月17日までの土・日曜日を除く13日間で94件、一日平均約7件でした。

また、相談内容は多岐に渡り、1件1件の相談時間も長くなっています。 これら状況を踏まえ、10月1日以降は、現在の3名体制を2名体制とす るものの、引き続き当該窓口を維持し、新型コロナウイルス感染症に関する 市民の疑問や不安などの相談に対応することとします。 (5) 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の今後の開催について協議 (健康医療担当)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催は、これまで、津市内で感染症患者が発生した翌日の10時の開催を基本に、市の施設や職員に関わる場合について速やかに情報共有を行う必要がある場合や協議事項がある場合は、その事象により適宜開催してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策については、今後も完全に 収束することに期待できない状況にあることから、今後の対策本部会議の開催については、次の通りとしたいと思います。

- ・津市の職員や施設を利用していた方で感染者が発生した場合 感染者発生に係る情報については、速やかにホームページや庁内掲示板 等において情報共有を図るとともに、本部員を招集し、対応策について協 議を行う必要があることから、会議準備が整った段階で、速やかに開催す る。
- ・津市内において新たな感染者が発生した場合 感染者発生に係る情報については、速やかにホームページや庁内掲示板 等において情報共有を図るとともに、事案に係る関係部局において対応協 議を行うこととし、次に開催される本部会議において報告を行う。
- ・その他

津市内に感染症患者が発生していない場合においても、本部員を招集し 会議を行う必要がある場合は、適宜開催する。

なお、会議の開催については、これまでどおり開催案内を行い、周知します。

#### 3 報告事項

- (1)津市議会議員の新型コロナウイルス感染症患者の発生について (第2報) 及び令和2年第3回津市議会定例会の日程変更について報告 (議会事務局) 別紙のとおり
- (2) 県内延べ第466例目の接触者である市職員の検査結果について報告(総 務部)

9月15日に感染が確認され、9月16日県より公表された、県内延べ第466例目に係る接触者調査により、本会議質疑に向け、会派室内で一定時間接触があった職員6名が接触者となりました。

この6名は、9月16日・17日にPCR検査を受検し、6名全員の陰性が確認されました。

(3) 「令和2年度芸濃地域文化祭」の中止について報告(総合支所)

本年10月31日から11月1日に開催を予定していました「令和2年度 芸濃地域文化祭」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大及びま ん延防止のため、8月16日書面表決により実行委員会において中止が決定 されました。

◇中止する行事の概要

· 行事名 令和 2 年度芸濃地域文化祭

・開催予定日 令和2年10月31日(土)から11月1日(日)

・開催予定場所 津市芸濃総合文化センター

• 主催 芸濃地域文化祭実行委員会

・例年の実施内容 作品展示部門(俳句、絵画、書道他)

ステージ部門 (民謡、人形劇、コーラス他)

(4) 各種相談窓口等の相談・申請件数の状況について報告(健康医療担当) 別紙とおり



# 新型コロナウイルス感染症の発生状況(令和2年9月)

# 県内で判明した事例一覧(令和2年9月)

- O1例目~179例目の事例は以下のリンクからご覧ください。 https://www.pref.mie.lg.ip/YAKUMUS/HP/m0068000066 00011.htm
- O令和2年8月以降、以下のページに新規感染者事例の月別一覧表を掲載しています。 ※今までの全感染者事例の一覧表は、同ページにExcelファイルで掲載しています(ダウンロード可)。 https://www.pref.mie.lq.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066 00002.htm

| ※各事例の詳細に | こついては、「詳細 | 1」欄にあり     | ます「一覧表」「〇〇例目」をご覧ください。  |
|----------|-----------|------------|--|
| 公表日      | 新規事例      | 新規<br>発生件数 | 詳細   |
| 9月17日    | 467例目     | 1件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>467例目</u> )   |
| 9月16日    | 465~466例目 | 2件         | ・ <u>一覧表</u><br>・津市( <u>465例目</u> ・ <u>466例目</u> )                                   |
| 9月15日    | 464例目     | 1件         | ・ <u>一覧表</u><br>・四日市市( <u>464例目</u> )  |
| 9月14日    | 461~463例目 | 3件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>461例目~462例目</u> ・ <u>463例目</u> )                            |
| 9月13日    | 458~460例目 | 3件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>458例目~460例目</u> )   |
| 9月12日    | 456~457例目 | 2件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>456例目</u> )<br>・津市( <u>457例目 第2報</u> )                      |
| 9月11日    | 451~455例目 | 5件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>451例目~455例目</u> )   |
| 9月10日    | 446~450例目 | 5件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>446例目</u> ・ <u>447例目~449例目</u> )<br>・津市( <u>450例目</u> )     |
| 9月 9日    | 444~445例目 | 2件         | ・ <u>一覧表</u><br>・鈴鹿市( <u>444例目~445例目</u> )   |
| 9月 8日    | 436~443例目 | 8件         | ・一覧表<br>・津市( <u>436例目</u> )<br>・鈴鹿市( <u>437例目〜442例目</u> )<br>・菰野町( <u>443例目</u> )    |
| 9月 7日    | 425~435例目 | 11件        | ・ <u>一覧表</u><br>・桑名市( <u>425例目・426例目</u> )<br>・鈴鹿市( <u>427例目〜428例目・429例目〜435例</u> 目) |
| 9月 6日    | 発表事例なし    |            |  |
| 9月 5日    | 400~424例目 | 25件        |  |
|          |           | <u> </u>   | J  |

津市議会議員の新型コロナウイルス感染症患者の発生について(第2報) 及び令和2年第3回津市議会定例会の日程変更について

まずは、去る9月16日(水)三重県の発表により、本市議会議員1名が新型コロナウイルスに感染(県内延べ466例目)し、さらに所属会派の議員6名が濃厚接触者と判明したこと、令和2年第3回市議会定例会の常任委員会等の日程を変更いたしましたことにつきまして、皆様にご心配とご迷惑をお掛けし、心よりお詫び申し上げます。

昨日までに、議会棟内につきましては、津保健所の指導のもと、消毒作業の実施を済ませました。

また、当該濃厚接触者6名のPCR検査の結果については、全員が陰性 でありましたことをご報告申し上げます。

これらのことを受け、速やかに定例会の日程変更について調整を行った 結果、今後の日程を下記のとおりとすることといたしました。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全の対応を図りつつ、円滑な議会運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

9月24日(木)午前10時から 決算特別委員会

同月25日(金)午前10時から 決算特別委員会

同月26日(土)午前10時から 決算特別委員会(予備日)

同月28日(月)午前10時から 総務財政委員会

同月29日(火)午前10時から 経済環境委員会

同月30日(水)午後1時30分から 議会運営委員会

10月1日(木)午前10時から 本会議

令和2年9月18日

津市議会議長 加 藤 美江子

# 準市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料 ■新型コロナウイルス感染症にかかる相談及び申請件数

令和2年9月17日 17:15

①市民生活相談案内窓口(危機管理課)

| 月日            | 1F窓口       | - 8F窓口 | <b>電話</b> | メール | 小計     |
|---------------|------------|--------|-----------|-----|--------|
| 既報告数 (9月8日まで) | 2, 957     | 235    | 2, 515    | 107 | 5, 814 |
| 9月9日(水)       | *          | 0      | 4         | · 0 | 4 -    |
| 9月10日(木)      | 88         | 2      | 6         | 0   | 8      |
| 9月11日(金)      | 階 月<br>窓 1 | 2      | 6         | 0   | 8 .    |
| 9月14日(月)      | 口自         | 1      | 6         | 0   | 7      |
| 9月15日(火)      | に以一降       | 1      | 9         | 0   | 10     |
| 9月16日(水)      | 本は         | 2      | 8         | 0   | 10     |
| 9月17日(木)      | 化、         | 0      | . 7       | 0   | 7      |
| 合 計           | 2, 957     | 243    | 2, 561    | 107 | 5, 868 |

②事業所向け相談窓口 (商業振興労政課)

| <b>②</b> 争果的[P] (7) 作败态!              | 1 (阿果)政兴 | 7 FX H/V/ |        |
|---------------------------------------|----------|-----------|--------|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 窓口       | 電話        | 小計     |
| 既報告数 (9月8日まで)                         | 2, 105   | 754       | 2,859  |
| 9月9日(水)                               | 5        | 0         | 5      |
| 9月10日(木)                              | 10       | · 3       | 13     |
| 9月11日(金)                              | 4        | 1         | 5      |
| 9月14日(月)                              | 13       | 5         | 18     |
| 9月15日(火)                              | 8        | 3         | 11     |
| 9月16日(水)                              | 4        | 3 .       | 7      |
| 9月17日(木)                              | 4        | 0         | 4      |
| 合計                                    | 2, 153   | 769       | 2, 922 |

③津市事業継続支援金 (ビジネスサポートセンター)

| 等             | 問い合わせ件数 | Take the second of the same of the same second continuous and result. Made to |
|---------------|---------|---|
| 既報告数 (9月8日まで) | 433     | 109   |
| 9月9日(水)       | 0       | 0   |
| 9月10日(木)      | 2       | 0   |
| 9月11日(金)      | 1       | 0   |
| 9月14日(月)      | 3       | 2   |
| 9月15日(火)      | 1       | 1   |
| 9月16日(水)      | 2       | 0 .   |
| 9月17日(木)      | 0       | 2   |
| 合 計           | 442     | 114   |

④子育て世帯家計支援事業 (子育て推進課)

| 月二日           | 申請件数    |
|---------------|---------|
| 既報告数 (9月8日まで) | 13, 838 |
| 9月9日(水)       | - 8     |
| 9月10日(木)      | 13      |
| 9月11日(金)      | 13      |
| 9月14日(月)      | 20      |
| 9月15日(火)      | 7       |
| 9月16日(水)      | 15      |
| 9月17日(木)      | 16      |
| 合 計           | 13, 930 |

⑤子育て世帯への臨時特別給付金 (こども支援課)

| <b>第四月3日</b> 11年 | 支給件数    |
|------------------|---------|
| 6月15日(月)         | 17, 067 |
| 7月15日(水)         | 1, 614  |
| 8月14日(金)         | 887     |
| 9月15日(火)         | 225     |
| 合 計              | 19, 793 |

※次回支給予定日は10月15日(木)

⑥ひとり親世帯臨時特別給付金(こども支援課)

| 第二章 | 支給件数   |
|---|--------|
| 7月30日(木)                                | 1,824  |
| 8月27日(木)                                | 6      |
| 9月8日 (火)                                | 7      |
| 9月15日(火)                                | 1, 134 |
| 合 計                                     | 2, 971 |

※次回支給予定日は9月24日(木)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 『三重県指針』 ver. 5

~県民の皆様へ 命と健康を守るために~

令和2年9月18日

三重県

# はじめに

夏休みなどで人の移動が多くなる時期に、「三重県緊急警戒宣言」において新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請も含め、様々なお願いをさせていただきました。県民の皆様、事業者の皆様の多大なるご協力のおかげにより、感染者数に減少傾向がみられ、8月末には「三重県緊急警戒宣言」を解除させていただきましたが、気を緩めることなく警戒するため、「三重県指針」ver.4において、引き続きお願いをさせていただいてきたところです。

県内の感染状況については、「三重県緊急警戒宣言」解除後も、クラスター発生による感染者数の増加はあるものの、減少傾向は継続しており、全国的にみても8月と比較すると減少しています。

8月末以降に発生した社会福祉施設、医療機関におけるクラスターについては、地域全体での支援をいただいており、感染をこれ以上広げないための対策を行っています。入所者や入院されている方の健康観察を引き続き実施しており、早期の収束に向け取組を進めていきます。

こうした中で、感染防止対策と社会経済活動の両立に向け、徹底した感染防止対策の下で安全なイベントを開催するための目安が政府から示されたことをふまえ、「三重県指針」ver.5 として、新たなイベント開催についての目安及び現在の医療提供体制等をふまえた特措法による要請の解除に向けた目安をお示しさせていただきます。

イベント開催については、これまで参加人数の上限を 5,000 人かつ収容率の50%以内としてきたところですが、感染防止対策の徹底を大前提とし、条件を満たした場合にこれらの制限を超えることも可能となります。

これにより、これまで実施を控えていたイベントを開催いただくこともあるかと思いますが、主催者、参加者双方にとってより良いイベントとなるよう、これまで以上に徹底した感染防止対策をお願いいたします。

また、7月27日に主なモニタリング指標である新規事例数、新規感染者数、入院患者数が水準を超えたため、繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアにおける感染防止対策が不十分な飲食店等の利用自粛などについて特措法による要請をさせていただきました。引き続き、「三重県指針」ver.5においても、要請を継続させていただきますが、解除に向けた道筋として、目安をお示しさせていただきます。

解除にあたっては、モニタリング指標を設定した5月当時と比較し医療体制が強化されており、医療負荷となる水準が緩和されている状況であることもふまえ、モニタリング指標の考え方は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、設定当時と現在の医療提供体制の差を考慮し、置き換えた目安を設定し、新規感染事例数が3、新規感染者数が20人、入院患者数が50人を下回った段階で、その後の動向をふまえながら、解除を検討していきます。

「三重県指針」ver.5 については、12月以降のイベント開催の取扱いについて改めて国から示されることもふまえ、11月30日までとさせていただきますが、県内外の感染状況や、政府の方針ならびに特措法による要請解除の目安等を見据えながら、その内容について時機を逸することなく見直してまいります。

皆様に、改めて、ご理解いただきたいことがあります。

感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生している施設の職員や利用者、関係者、 医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別、 偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことです。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。戦うべき相手は「ウイルス」であり、「人間」ではありません。皆さまの隣人を差別、誹謗中傷してもウイルスは無くなりません。県民の皆様におかれましては、個人や企業等への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

イベント開催の目安については緩和をいたしますが、引き続き、特措法により様々なお願いをさせていただきます。過ごしやすい時期となり、出かける機会も増えるかと思います。楽しい時間が、少しの気の緩みで、取返しのつかないことになってしまわないよう、また、I日でも早く特措法による要請を解除できるよう、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。また、感染者が再び増加することがないよう、県としてもこれまで以上に気を引き締め、対策を行っていきますので、県民、事業者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

令 和 2年 9月 18日 三重県知事 鈴木 英敬

# 1. 県民の皆様へ

# (1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 〇皆様ご自身、大切な家族や友人の"命と健康"を守るためには、まずは感染予防を 行ったうえで"持ち込まないこと""広げないこと"が大切です。
- ○一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」(密閉空間・密集場所・密接場面)の回避、人と人との一定の距離(2m程度。ソーシャル・ディスタンス)を保つことが重要です。
- ○新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

# (2)『新しい生活様式』の定着

○新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。

# (3)「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)<sup>2</sup>」の活用

○「安心みえる LINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることが期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえる LINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

# (4) すべての世代において感染防止対策を徹底

- ○「三重県指針」ver.3の発出時には、若い世代の方の感染が多くを占めていましたが、その後、40代以上の方の感染も増加しているため、若い世代に限らず、すべての世代で感染防止対策を今一度徹底してください。
- ○家庭内で子どもも含め感染を広げてしまう事例が増加しています。家庭での感染からさらに学校や職場などへも感染が広がる可能性があることから、家庭内にウイルスを「持ち込まない」ために、家庭の内外を問わず基本的な感染防止対策の徹底を心掛けてください。

<sup>1 「</sup>安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで 登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触 した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

- 〇感染を広げないためにも、体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、かかりつけの医療機関や帰国者・接触者相談センターに早期に相談してください。
- 〇高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、これまで以上に感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所への移動は控えてください。

# (5) 場面に応じた感染防止対策

- ○食事や宿泊の際は大人数を避ける、会食の際は向かい合って座ることを避け短時間 にするなど、長時間、近距離で会話を行う環境を避けてください。
- ○家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、必ずマスクを着用するなど、感染防止対策をお願いします。

#### (6) 移動について

- ○感染者が多数発生している都道府県への移動については、その必要性や移動先について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。そのうえで、移動が必要な場合は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認ください。
- 〇特に、繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアとの往来は避けてく ださい。
- ○また、そうしたエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛してください。

# 【特措法3第 24 条第9項に基づく協力要請】

〇県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』を実践のうえ、感染防止対策 を徹底してください。

# 2. 県外の皆様へ

# (1)移動について

- 〇お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活 様式』を心掛けた行動をお願いします。
- ○感染者が多数発生しているエリアにお住いやお勤めの方は、三重県への移動について、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は移動を避けてください。

<sup>3</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法

# 3. 事業者の皆様へ

# (1) 基本的な感染防止対策の徹底

- ○感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」 の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- ○感染拡大予防ガイドライン等を実践するとともに、改めて従業員への周知徹底や、 感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、県においてお示しして いる感染防止チェックシートを店舗内に掲示し周知するなど感染防止対策を徹底 してください。
- ○全国でこれまでクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等)においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 〇在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、接触機会の低減に努め、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 〇県外の企業との取引が多い事業所や不特定多数の方の訪問が多い事業所において は、従業員の健康管理や事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- ○特に感染者が多数発生しているエリアとの間での出張や会議については、業務上必要であっても、オンライン会議等のツールの活用により、実際の人の移動を伴わずに目的を達成できないか、今一度検討をお願いします。

# (2)「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用

- 〇不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心み える LINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 〇従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用について周知いただくようお願いします。

# (3) 医療機関、社会福祉施設の皆様へ

〇県内外において医療機関や社会福祉施設におけるクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に施設内における感染防止対策の徹底、職員や利用者への注意喚起を実施してください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

#### (4) 高等教育機関の皆様へ

○県内外において部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

# 4 イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、9月19日から11月30日までの適用とします。12月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえ改めてお示しします。

- (1) イベント参加者の皆様へ
- ○「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をイベント参加前にインストール していただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえる LINE」 のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いいたします。
- 〇イベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- 〇イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- (2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ
  - ①イベント開催の目安

|                   | 0                     |                       |  |  |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|
| <u>(ア)人数上限</u>    | _(イ) 収容率              |                       |  |  |
|                   | 大声での歓声・声援等がない         | 大声での歓声・声援等が想          |  |  |
| 〇収容定員 10,000 人超   | ことを前提としたイベント          | <u>定されるイベント</u>       |  |  |
| →収容定員の <b>50%</b> | <u>クラシック音楽コンサート</u> 、 | <u>(ロック、ポップコンサー</u> ) |  |  |
|                   | 演劇、展示会等               | ト、スポーツイベント等           |  |  |
| ○収容定員 10,000 人以下  | 100%以内                | 50%以内                 |  |  |
| ⇒5,,000 人         | 収容定員がない場合は最低限人と人が     | 収容定員がない場合は十分な間隔       |  |  |
|                   | 接触しない程度の間隔を空ける        | <u>(1m以上)を空ける</u>     |  |  |

開催規模について、(ア)(イ)の人数のいずれか小さい方を限度とします。

# (ア)人数上限の目安

- ○イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『リスクを軽減するための措置』」 や「別紙2『感染防止のチェックリスト』」における取組が記載された業種ごと の感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されて いる場合は、
  - ・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%
  - 収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人
  - を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1、別紙2の取組を 記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限 としてください。

#### (イ) 収容率の目安

- <u>○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント</u> 別紙1、別紙2の取組が徹底されていることを前提として
  - ・収容定員の100%を上限とします。
  - ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう(最低限人と人が接触しない)間隔を空けてください。
- ○大声での歓声、声援や歌唱等が想定される<u>イベント</u>
  - 別紙1、別紙2に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として ・収容定員の50%を上限とします。

- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔(1m以上)を空けることとしてください。
- ※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。 具体的なイベント例については「別紙3『各種イベント例』」をご確認ください。
- ※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催等」により取り扱ってください。
- (P) (イ)について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数 5,000 人以下かつ、屋内では収容率 50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔(できれば2m)をとれる人数を上限とします。

# ②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- ○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ 把握できるものについては、(2)①にかかわらず、適切な感染防止対策(発熱等の 症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の 生ずる交流の自粛等)を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- ○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者 の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

#### ③イベントの開催にかかる留意点

- 〇イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある 方は参加を控えていただくようにしてください。
- 〇入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- 〇イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 〇演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 〇感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。<br/>
- ○参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- ○「安心みえる LINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、 イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接 触確認アプリ (COCOA)」の活用も呼びかけていただくようお願いいたします。
- 〇イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。
- ●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 9:00~17:00 ※月~金(祝日除く) 電話:059-224-2352 メール:yakumus@pref.mie.lg.jp

# 5. 個見や整則の機能

- ○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。
- 〇県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染された方やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 〇仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療 従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらさ れることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう 十分な配慮をお願いします。
- OSNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。
- ○外国人住民の方には多言語のホームページでの発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo: みえこ)」において相談を行っていますので、不安を感じた際は、ご相談ください。
- ○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。
  - ●三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500 9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日
  - ●法務省(みんなの人権110番) 電話:0570-003-110

8:30~17:15 ※平日

●みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ) 電話:080-3300-8077 9:00~17:00 ※平日

# 6 モニタリング指標について

〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

また、令和2年8月7日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」が示されました。県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところであり、今後もその状況もふまえながら、モニタリング指標を活用していきます。併せて「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」も参考指標として活用し、必要な対策を検討していきます。対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、特措法による要請については、指標設定当時より医療提供体制が強化され、 医療負荷となる水準が緩和されている状況であることから、指標設定当時の考え方 は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、医療提供体制 の差を考慮し置き換えた目安により、解除を検討します。

# 【判断基準となる主な指標とその目安】(三重県)

| 指標         | 水準  | 現在の医療提供体制をふまえ<br>た要請解除の目安 | 期間  |
|------------|-----|---------------------------|-----|
| 新規感染事例数(※) | 3   | 3                         | 直近  |
| 新規感染者数     | 1 0 | . 20                      | 5日間 |
| 入院患者数      | 20  | 50                        |     |

※新規感染事例数 1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

# 【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

(政府新型コロナウイルス感染症対策分科会)

|               |  |   | (4)                                      | 们和王一     | _ / /   / /            | ハルネルバス                       | 73 1 1 447                                |
|---------------|--|---|--|----------|------------------------|------------------------------|---|
|               | 医療提供体制等の負荷   |   |  | 監視<br>体制 |                        | 感染の状況                        |   |
|               | ①病床のひっ迫具合  |   | 2  | ③<br>PCR | ④新規                    | ⑤直近一週 間と先週一                  | ⑥<br>⑥<br>感<br>染<br>経<br>経<br>経<br>路<br>不 |
|               | 病床全体   | うち<br>重症者用病床  | 療養者数                                     | 陽性率      | 報告数                    | 週間の比較                        | 明割合                                       |
| ステージ<br>Ⅲ.の指標 | ・最大確保病<br>床の占有率<br>1/5以上<br>・現時点の確<br>保病床数の占<br>有率 1/4以上 | ・最大確保病<br>床の占有率<br>1/5以上<br>・現時点の確<br>保病床数の占<br>有率 1/4 以上 | 人口 10 万<br>人当たり<br>の全療養<br>者数<br>15 人以上  | 10%      | 15 人/<br>10 万人/<br>週以上 | 直近一週間<br>が先週一週<br>間より多<br>い。 | 50%                                       |
| ステージ Ⅳの指標     | 最大確保病床<br>の占有率<br>1/2以上                                  | 最大確保病床の占有率 1/2以上  | 人口 10 万<br>人当たり<br>の全療養<br>者数 25 人<br>以上 | 10%      | 25 人/<br>10 万人/<br>週以上 | 直近一週間が先週一週間間より多い。            | 50%                                       |

ステージ […感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)

ステージエ・・感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

# 別紙 1 リスクを軽減するための措置

| 措置                | 具体的な取組例                            |
|-------------------|------------------------------------|
| 消毒の徹底             | ・施設内のこまめな消毒                        |
|                   | ・消毒液の設置                            |
| マスク着用の徹底          | ・参加者がマスクを持参していない場合は、主催者            |
| (着用率100%)         | がマスクを配布                            |
| 発熱などの症状がある参加者・出演者 | ・検温の実施                             |
| の入場・出演の防止         | ・症状がある方への払い戻し措置の規定                 |
| 参加者の把握            | ・連絡先の把握                            |
|                   | ・「安心みえる <b>LIN</b> E QRコードの掲示、参加者に |
|                   | よる活用の促進                            |
|                   | ・接触確認アプリ ( のの) のダウンロード促進           |
| 大声の抑止             | ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意・対応            |
|                   | できるよう人員を配置するなど体制を整備                |
|                   | ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴            |
|                   | り物を禁止                              |
| 密集の回避             | ・誘導する人員の配置、導線の確保など入退場、休            |
|                   | 憩時間の密集を回避する措置                      |
|                   | ・十分な換気                             |
|                   | ・休憩時間中、イベント前後の食事等での感染防止            |
| 出演者・観客間の接触・飛沫感染   | ・出演者、選手等と観客が接触しないよう確実に措            |
| リスクの排除            | 置                                  |
|                   | ・接触が防止できないおそれのあるイベントの開             |
|                   | 催を見合わせる                            |
| イベント前後の行動管理       | ・交通機関、飲食店等の分散利用について注意喚起            |
|                   | ・予約システム等の活用により分散利用を促進              |

# 別紙2 感染防止のチェックリスト

| 1    | 徹底した感染防止等の   | (収容率 1000 で開催するための前提)                            |
|------|--------------|--|
| 1    | マスク着用の担保     | ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができる                         |
|      |              | *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布                       |
| 2    | 大声を出さないこと    | ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる                        |
|      | の担保          | *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)                       |
|      |              | *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保                      |
|      |              | (最低2m)   |
| 2    | 基本的な感染防止等    |  |
| 3    | ①~②の奨励       | ・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行                         |
|      |              | (ガイドラインで定める)                                     |
| 4    | 手洗           | ・こまめな手洗の奨励                                       |
| 5    | 消毒           | ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒                   |
| 6    | 換気           | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気                           |
| 7    | 密集の回避        | <ul><li>・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避</li></ul> |
| 8    | 飲食の制限        | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限                       |
|      |              | ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底                     |
| 9    | 参加者の制限       | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置                           |
| 10   | 参加者の把握       | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握                       |
|      | ·            | ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ( ( の ) の利用奨励                |
| 1    | イベント前後の行動    | ・イベント前後の感染防止の注意喚起                                |
|      | 管理           |  |
| 3    | イベント開催の共通の前提 |  |
| 12   | 入退場やエリア内の    | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開                |
| L    | 行動管理         | 催を慎重に検討  |
| (13) | 地域の感染状況に応    | ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談                        |
|      | じた対応         | ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応                          |
|      |              |  |

# 別紙3 各種イベント例

# 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

| 音楽    | クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器<br>楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民<br>族音楽、歌謡曲等のコンサート |
|-------|---|
| 演劇等   | 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、<br>手話パフォーマンス 等                                    |
| 舞踊    | バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等   |
| 伝統芸能  | 雅楽、能楽、文楽·人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等   |
| 芸能·演芸 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等  |
| 公演·式典 | 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミ<br>ーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等                        |
| 展示会   | 各種展示会、商談会、各種ショー   |

# 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

| ( V ) D( ) 1 ( X ) 3 ( 1 ) ( X ) 2 ( X |                         |  |
|--|-------------------------|--|
| 音楽   | ロックコンサート、ポップコンサート等・     |  |
| スポーツイベント   | サッカー、野球、大相撲 等           |  |
| 公営競技   | 競輪、競艇(競馬、オートレース)        |  |
| 公演   | キャラクターショー、親子会公演 等       |  |
| ライブハウス・ナイトクラブ  | ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント |  |

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。 ※イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

# 新しい生活様式を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県

- (1)一人ひとりの基本的感染対策
- ▶ 感染防止の3つの基本。~身体距離の 確保、マスクの農用、手洗い・
- ☑ 人との問稿は、<u>できるだけ2m</u>(最低1m) あける



- ロ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、 人との間隔が十分とれない場合は 症状がなくてもマスクを着用 ただし夏場は熱中症に注意

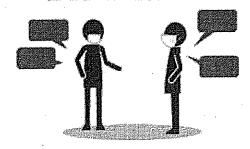


図 家に帰ったらまず手や顔を洗う できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる



☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い 方)と会うときは、体調管理をより厳重に

# ● 多動に関する民業で最

- 図 感染が流行している地域からの移動、感染が 流行している地域への移動は控える
- F 地域の感染情報に注意する

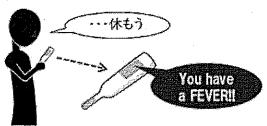


# (2)日常生活を営む上での 基本的生活様式

- 団 こまめに手洗い・手指消毒
- 団咳エチケットの徹底 回身体的距離の確保
- 図 こまめに換気 (エアコン併用で室温を28で以下に)
- ☑ 三つの「密』(密集、密接、密閉)の回避
- 回 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、 禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



回 毎朝体温測定、健康チェック 発熱又は風邪の症状がある場合は ムリせず自宅で療養



三重県 <u>東京の市の東京</u> 新型コロナウイルス感染症対策本部



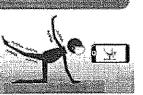
# 「新しい生活様式」を身に付けて感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

# (3)日常生活の各場面別の生活様式

- 図 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- 団電子決済の利用
- 回 計画をたてて素早く済ませる
- ロサンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



- ☑ 公園は、すいた時間、 場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に 人との間隔を もしくは 自宅で動画を活用





- ☑ ジョギングは少人数で 図 すれ違うときは距離を とるマナー
- 回予約割を利用してゆったりと
- 図狭い部屋での長居は無用
- DI 歌や応援は、十分な距離かオンライン

# 

- 図 会話はひかえめに
- 回 混んている時間は避けて
- 回 徒歩や自転車利用も併用



☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- 回屋外空間で気持ちよく
- **団 大皿は避けて、料理は個々に**
- **団 対面ではなく横並びで座ろう**
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- 日 お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

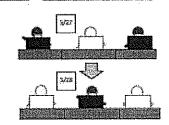
# ■イベント型への装施器

- 団 接触確認アプリの活用を
- 図 発熱や風邪の症状がある場合は 参加しない

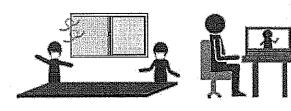


# (4) 働き方の新しいスタイル

ロ テレワークやローテーション勤務



- 回時差通勤でゆったりと
- 回 オフィスはひろびろと
- 🛭 会議はオンライン
- 回 対面での打ち合わせは換気とマスク



Mie Covid-19 Task Force 型コロナウイルス感染症対策本部



# 適切な感染防止対策

| 目的                                    | 具体的な取組例  |
|---------------------------------------|--|
| 発熱者等の施設への入場防                          | 従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止              |
| 止                                     | 来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限              |
|                                       | 換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)                 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテ |
| 「三つの『密』                               | ーション勤務の実施等)<br>                                  |
| (密閉・密集・密接)の防止                         | 密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンラ<br>イン会議を活用)             |
|                                       | 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や<br>列間隔の確保(約 2m間隔の確保)    |
|                                       | 長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)            |
|                                       | 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手<br>洗いの徹底                |
| 飛沫感染、接触感染の防止                          | 来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、<br>手洗いの徹底               |
|                                       | 店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)                      |
| ::14:                                 | ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等 による出勤の推進)               |
| 移動時における感染の防止                          | 従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤<br>務やローテーション勤務の実施等)     |
|                                       | 出張の中止 (オンライン会議などを活用)、来訪者数の<br>制限                 |

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、 感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に 周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

# 業種や施設の種別に応じた感染防止対策(ガイドライン)の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

# 1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。(密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛 などの症状がある人の入場制限を含む。)
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。(従業員 及び入場者に対し周知する。)
- ・施設の換気を行う。(2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。)
- ・施設の消毒を行う。

# (症状のある方の入場制限)

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。 (状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。)
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意 しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

#### (接触感染対策)

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

### (トイレ)

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### (休憩スペース)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### (ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### (清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所(テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど)は、始業前後等に清拭消毒する。

#### (その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

#### 2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・入退出時(入退出時やレジ等の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔 (できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

# 3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用のト、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時やレジ等の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間 隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止 対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと 目の防護具(フェイスガード等)の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

# 4. 劇場、集会·展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

# 5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)を確保する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や 集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ 2 mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用(マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防 護具(フェイスガード等)も装着)、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り 分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を 避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や 健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

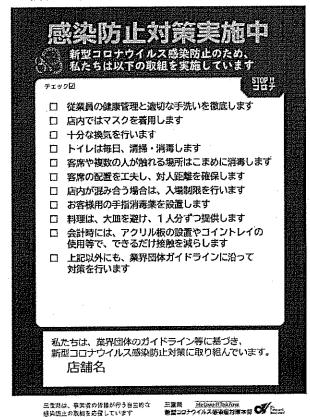
# 7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するな ど、「三つの『密』」の環境を排除する。

●「安心みえるLINE」掲示例(ご登録いただくと下記のチラシをプリントいただけます)



●感染防止チェックシート (飲食店用)



(一般事業者用)

